

大川広域行政組合公金管理運用委員会設置要綱

〔平成16年12月24日〕
要綱第9号

改正 平成18年10月2日要綱第7号 平成19年3月29日訓令第2号
平成22年3月25日要綱第4号

(設置)

第1条 ペイオフ解禁後の公金の安全かつ確実な管理運用等を検討するため、大川広域行政組合公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 取引金融機関の経営状況に関すること。
- (2) 公金の安全かつ確実な管理運用方法に関すること。
- (3) その他ペイオフの研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には会計管理者、副委員長は委員の互選とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、出納係において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月7日から施行する。

附 則（平成18年10月2日要綱第7号）

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月29日要綱第2号）

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日要綱第4号） 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大川広域行政組合公金管理運用委員会委員
事務局次長
事務局副主幹
出納係長
会計係長
庶務係財政担当
企画係基金担当